

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1) 計画内容 平成28年5月1日～平成31年4月30日までの3年間

2) 内容

【目標①】平成28年11月までに所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

【対策】

平成28年7月 各部署の役職者にて問題点の検討
平成28年9月 役員及び役職者にて制度についての情報共有
平成28年10月 期末指針会にて一般社員への周知
平成28年11月 制度の実施

【目標②】平成29年11月までに子供の出生時に父親が取得できる休暇制度を導入する

【対策】

平成29年7月 取締役及び管理職にて制度の検討開始
平成29年10月 期末指針会にて一般社員への周知
平成29年11月 制度の実施

【目標③】平成30年11月までに労働者が子供の看護のための休暇を取得できる制度の導入を行う

【対策】

平成30年7月 取締役及び管理職にて制度の検討開始
平成30年10月 期末指針会にて一般社員への周知
平成30年11月 制度の実施

【目標④】計画期間内に育児休業・看護休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性社員：それぞれ計画期間内に2名以上取得する

女性社員：それぞれ計画期間内に2名以上取得する

【対策】

平成28年6月 現状把握及び相談体制、制度の運用方法、必要な申請書の作成
平成28年9月 管理職を対象に育児休業取得制度についての制度、申請等の情報共有を目的とする会議を実施
平成28年10月 期末指針会にて男女問わず育児休業（看護休業を含む）を取得できる事を全社員に周知

【目標⑤】平成31年3月までにハローワークが実施する若年者向けの雇用促進施策等を利用し、若年者の採用及び職業訓練を実施する。

【対策】

平成28年4月 各部署における人材募集および新卒採用を毎年通しハローワークが実施する若年者向けの雇用促進施策等を活用し採用活動を行う。
平成31年3月

株式会社ワースル
代表取締役 矢部 大